

一時帰国中補償特約

【この特約は保険期間が3か月以上の契約である場合に適用されず。
ただし「数次海外旅行者に関する特約」がセットされている場合を除きます。】

- (1) 当会社は、保険期間の途中において被保険者が一時的に帰国する場合には、帰国当日および下表に掲げる期間も旅行行程中とみなし、この保険契約に基づく保険金(*1)を支払います。

①	被保険者が外為法(*2)に規定する居住者であるときは、帰国した日(*3)の翌日から起算して30日間
②	被保険者が外為法(*2)に規定する非居住者であるときは、帰国した日(*3)の翌日から起算して90日間

- (2) (1)の表のいずれかに規定する期間を経過した後に被保険者が海外渡航をする場合には、出国手を完了した時から旅行行程が再開するものとします。

(*1) この特約においては、傷害死亡保険金支払特約に基づく傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金支払特約に基づく傷害後遺障害保険金、傷害治療費用補償特約に基づく傷害治療費用保険金、疾病治療費用補償特約に基づく疾病治療費用保険金、治療・救済費用補償特約に基づく治療・救済費用保険金、疾病死亡保険金支払特約に基づく疾病死亡保険金または個人賠償責任補償特約に基づく賠償責任保険金をいいます。

(*2) 外国為替及び外国貿易法をいいます。

(*3) 入国手続を行った日をいいます。